

手続きはお済みですか！

レンタカー事業を経営する方へ

Rent a Car

レンタカー事業は、道路運送法第80条により国土交通大臣の許可を得て行う事業です。許可の条件に基づく適切な事業を行い、利用者保護を行うため、次の事項に留意して事業を行ってください。



※下記は中部運輸局管内の各運輸支局の取り扱いです。他の地方運輸局管内の取扱いは、管轄の各運輸支局までお問い合わせ下さい。

1. 次の事項を変更した場合、運輸支局への届出が必要です

▶ (1) 主たる事務所(※)の所在地を管轄する運輸支局長あて提出が必要なもの【事後届】

(※)主たる事務所：本社(本店)がある事務所。本社(本店)で車の貸渡しが行われない時は、支店又はこれに準ずる場所を主たる事務所とする。

① 貸渡人の氏名又は名称及び住所

注)「レンタカー事業者証」の記載事項の変更が必要なため、別途管轄の運輸支局ごと書き換え手続きを行ってください。

② 法人の役員

③ 貸渡料金及び貸渡約款

▶ (2) 貸渡車両を配置する事務所の所在地を管轄する運輸支局長あて提出が必要なもの【事前届】

① 貸渡自動車の増車、代替(配置事務所別車種別の車両数の変更を伴うものに限る)

注1)愛知県、三重県、福井県内に貸渡車両を配置する事務所についてはマイクロバスのみ増車・代替の届出が必要です(その他の車種区分にかかる届出は省略可)。

注2)静岡県、岐阜県内に貸渡車両を配置する事務所は全ての車種区分について増車・代替の届出が必要です。

<参考:車種区分> ①自家用乗用車 ②自家用マイクロバス(乗車定員29人以下かつ車両長7m以下)

③自家用トラック ④特種用途自動車 ⑤二輪車

② 事務所の新設・廃止

注1)事務所の廃止により各県内の事務所全てが存在しなくなる場合は、併せて「レンタカー事業者証」の返却を行ってください。

注2)整備管理者を選任している事務所を廃止する場合は、併せて該当する事務所の整備管理者の廃止届出を行ってください。

③ 事務所の名称若しくは所在地の変更

④ レンタカー型カーシェアリングの実施・廃止 (レンタカー型カーシェアリングを初めて実施する、又は全てを廃止する場合)

⑤ レンタカー型カーシェアリング(ワンウェイ方式)の実施・廃止(ワンウェイ方式のレンタカー型カーシェアリングを初めて実施する、又は全てを廃止する場合)

注)併せて管轄の運輸支局へ「ワンウェイ方式実施事業者証」を返却してください。

⑥ 配置車両のワンウェイ方式への移行・ワンウェイ方式の中止

2. 毎年度「定期報告」の提出が必要です

▶ 毎年度5月31日までに、前年度分の「貸渡実績報告書」、「事務所別車種別配置車両数一覧表」を主たる事務所を管轄する運輸支局長あて提出しなければなりません。

▶ 報告書類は、事務所を配置する県ごとに作成し、まとめて主たる事務所を管轄する運輸支局へ提出してください。

※運輸支局の窓口へ持参のほか、郵送・FAXでの提出も可能です

3. 貸渡車両には事故が起きた場合に備え任意保険の加入が必要です

- | | | |
|---------|-------|-----------|
| ・ 対人保険 | 1人あたり | 8,000万円以上 |
| ・ 対物保険 | 1件あたり | 200万円以上 |
| ・ 搭乗者保険 | 1人あたり | 500万円以上 |

4. 保有車両数が一定数以上になると、「整備管理者」の選任・届出及び「整備管理規程」の制定が必要です

- ▶ 事務所(使用の本拠)ごと次の車両数を配置する場合、管轄の運輸支局 整備(保安)担当に対して整備管理者の選任・届出が必要になります。
 - バス(乗車定員11人以上の自動車)…………… 1両以上
 - トラック等(車両総重量8t以上、10人以下)…………… 5両以上
 - 乗用車・トラック(車両総重量8t未満、10人以下)… 10両以上
- ▶ 整備管理者の選任が必要な事業者は、届出に併せ「整備管理規程」を制定し、選任届出の際には、同整備(保安)担当に対し提出又は提示が必要になります。

5. 次に該当する行為は禁止されています

- ▶
 - 運転者に係る情報提供を行うこと、貸渡しに付随した運転者の労務供給(運転者の紹介及びあっせんを含む。)を行うこと。
※当該行為防止のため、上記主旨を事務所において公衆に見やすいように掲示することが必要です
 - 自動車の貸渡のため、自己の名義を他人に利用させること。

6. 監査・行政処分の対象となることもあります

- ▶
 - 貸渡人が届出や定期報告の未提出、上記5に記載する行為、道路運送法等関係法令に違反した場合には、運輸支局が行う監査・行政処分の対象となる場合があります。

7. 貸渡事業を廃止したときは「廃止届」の提出が必要です

- ▶ 事業を廃止した場合は、速やかに廃止届を主たる事務所を管轄する運輸支局へ届出てください

注1)併せて「レンタカー事業者証」の返却を行ってください。

注2)整備管理者を選任している事務所は、併せて該当する事務所の整備管理者の廃止届出を行ってください。

【その他経営するにあたっての注意事項】

- 貸渡料金及び貸渡約款は、事務所において公衆の見やすいように掲示してください。
- 貸渡簿を備え、貸渡の状況を的確に記録するとともに、少なくとも2年間以上保存してください。
- 借受人に対し貸渡証を交付し、貸渡自動車の運転手にこれを携行するよう指示しなければなりません(レンタカー型カーシェアリングを除く)。
- 自家用バス(乗車定員30人以上又は車両長が7mを超える車両に限る。)及び霊柩車の貸渡はできません。
- 自家用マイクロバス(乗車定員が29人以下であり、かつ車両長が7m以下の車両に限る)の貸渡を行う場合は次の要件を満たす必要があります。
 - ①現在、自家用マイクロバスの貸渡しを行っていない者にあつては、他車種でのレンタカー事業について、2年以上の経営実績を有し、かつ、届出前2年間において車両停止以上の処分を受けていないこと。
 - ②既に、自家用マイクロバスの貸渡しを行っている者にあつては、届出前2年間において車両停止以上の処分を受けていないこと。

制度概要や最新情報、様式の入手は、ホームページまたは最寄りの運輸支局まで

国土交通省 中部運輸局 <http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/jikou/rentacar/index.html>

運輸支局	住所	担当部署	
		輸送・監査担当 (レンタカー事業全般)	整備(保安)担当 (整備管理制度)
愛知運輸支局	〒454-8558 愛知県名古屋市中川区北江町1-1-2	TEL: 052-351-5312	TEL: 052-351-5382
静岡運輸支局	〒422-8004 静岡県静岡市駿河区国吉田2丁目4-25	TEL: 054-261-2898	TEL: 054-261-7622
岐阜運輸支局	〒501-6133 岐阜県岐阜市日置江2648-1	TEL: 058-279-3714	TEL: 058-279-3715
三重運輸支局	〒514-0303 三重県津市雲出長常町字六ノ割1190-9	TEL: 059-234-8411	TEL: 059-234-8411
福井運輸支局	〒918-8023 福井県福井市西谷1丁目1402	TEL: 0776-34-1602	TEL: 0776-34-1603



中部運輸局レンタカー
ホームページ

R2.11版